

山梨県地域福祉支援計画の概要（案）

【改定の趣旨】

現在の計画期間が平成26年度までとなっていることから、地域社会の現状を踏まえて、新たな課題に対応し、互いに助け合い、支え合いながら、安心して暮らせる地域社会づくりを推進するため、計画を策定する。

【計画の目的】

市町村地域福祉計画の達成に資するために、広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画（社会福祉法第108条）

【計画期間】

平成27年度から平成31年度まで（5年間）
計画期間中であっても、社会福祉制度等の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

【地域福祉を取りまく現状】

人口減少や高齢化の進捗により、地域における相互扶助の体制が脆弱化している。
世帯の構成の変化や若者の孤立化（ひきこもり、ニート）が進み、顔の見える人間関係が希薄化している。
近い将来大地震が起きると予想される中、要援護者への支援体制が十分ではない。

【新たな課題】

暮らしやすい地域とするための相互扶助の仕組みづくり
地域社会からの孤立化を防止する地域の連帯意識の向上
災害時要援護者の地域での支援方法の構築

【新たな課題への対応】

地域の課題等を把握する相談体制や情報提供体制の構築とキーパーソンによる支援
（掲載項目 1 - 、3 - ）
地域からの孤立化を防ぐため、関係機関との連携による見守り活動等の推進
（掲載項目 1 - ）
災害時要援護者の把握と訓練等の取り組みの推進
（掲載項目 1 - ）

計画の目標

住民参加で助け合う私たちの地域社会づくり

地域住民が主体性を持ち地域の特性を生かしながら、地域住民が互いに見守り助け合う、住み良い安心な地域社会づくり

計画に盛り込むべき事項

（社会福祉法第108条）

市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項	社会福祉事業に従事する者の確保又は資質向上に関する事項	福祉サービスの適切な利用促進及び社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
--------------------------------	-----------------------------	--

1 共に助け合う仕組みづくり

福祉の心の醸成

- ・地域福祉の普及・啓発
- ・福祉教育の推進、福祉活動への参加促進

地域で支え合うネットワークづくりの推進

- ・地域における連帯意識の向上
- ・地域住民の交流促進（活動拠点の充実）
- ・見守り活動の推進
- ・生活困窮者やホームレス等への支援
- ・自殺対策の推進
- ・高齢者・障害者・児童等の安全確保体制の構築
- ・地域防災体制の強化 等

地域福祉の担い手の育成・強化

- ・民生委員・児童委員活動の強化
- ・社会福祉協議会職員等の資質向上

コミュニティソーシャルワーカーの養成支援

- ・地域福祉推進のキーパーソンの育成
- ・地域における福祉サポーター等の養成支援

ボランティア、NPOの育成・活動支援

- ・住民が参加しやすい環境づくり
- ・活動促進のための環境づくり
- ・高齢者の力を活かした社会参加活動の推進

2 福祉を担う人づくり

福祉人材の確保

- ・潜在的有資格者等への参入促進
- ・養成施設校生徒への支援

福祉人材の資質向上

- ・介護業務従事者等への専門研修の実施
- ・キャリア形成のための支援

福祉人材の定着

- ・職場環境の改善のための支援
- ・長期従事者への表彰の実施

3 福祉サービスの基盤づくり

利用者本位の福祉サービスの推進

- ・権利擁護事業等の推進等
- ・福祉サービス適正利用への支援 等

相談体制の充実、情報提供体制の整備

- ・相談・支援機関の機能強化と連携
- ・行政や事業者による情報提供の促進 等

福祉サービス提供のための基盤整備

- ・福祉・介護、保健、医療の連携
- ・地域生活のための環境づくり

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・心のバリアフリーの推進
- ・ユニバーサルデザインの推進

下線の項目は、新たな課題に対応している項

【推進体制】

県の役割

広域的な観点からの市町村への支援（市町村地域福祉計画達成の支援、関連施策の実施）

市町村の役割

地域住民や関係機関等との連携・協働によるサービスの提供や環境づくりの推進

地域住民の役割

自助、互助、共助の意識に基づき、地域福祉の担い手として、地域福祉活動への積極的な参加